

指定障害福祉サービス事業等運営法人代表者 様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

### 指定障害福祉サービス事業等における適正な運営について

指定障害福祉サービス事業所に対しては、従来より、集団指導や実地指導等の場を通じて、法令遵守義務の履行や利用者の立場に立ったサービスの提供、法令・基準省令に基づく適正な運営をお願いしてきたところですが、今般、介護給付費等の不正請求等による指定障害福祉サービス事業者に対する県知事指定の取消という行政処分事例が発生しました。

今回確認された不正及び不適正事項は下記のとおりであるので、貴法人におかれては、所管する指定障害福祉サービス事業等の運営について今一度自己点検を行っていただき、不適正な事例が確認された場合には、速やかに是正されるようお願いいたします。

すべての指定障害福祉サービス事業者は、社会的に大きな責任を担っていることを再認識いただき、障害者自立支援法等関係法令及び関係基準省令を遵守のうえ適正な運営を行うとともに、障害福祉サービスに係る不正・不適正行為の根絶と障害福祉サービスの質の向上になお一層努められるようお願いいたします。

なお、県においては、法令・指定基準等の違反、自立支援給付に係る費用の不正請求等の不正事例が確認された場合には、厳正に対処する方針である旨、念のため申し添えます。

### 記

- ・虚偽のサービス提供記録等を作成し、それらを基に介護給付費を請求し受領した。
- ・同日同一時間帯に 1 人のヘルパーが別々のサービスを行ったとして二重請求を行った。
- ・当該月の請求可能時間を超えたため別サービスに振り替えて請求を行った。
- ・管理者が業務管理等をほとんど行わず必要な指揮命令を行わなかった結果、不正な請求が繰り返された。
- ・人員基準を満たす職員配置をしないまま、人員基準を満たすものとして訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・通院等介助において、ヘルパーが車両を運転しているにもかかわらず、移動時間も請求時間に含まれていた。
- ・サービス提供記録等の記録について、5 年間の保存義務が守られていなかった。

基準省令：障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

障害福祉課	
在宅福祉班	TEL: 0 7 3 - 4 4 1 - 2 5 3 3
施設福祉班	TEL: 0 7 3 - 4 4 1 - 2 5 3 7
	FAX: 0 7 3 - 4 3 2 - 5 5 6 7